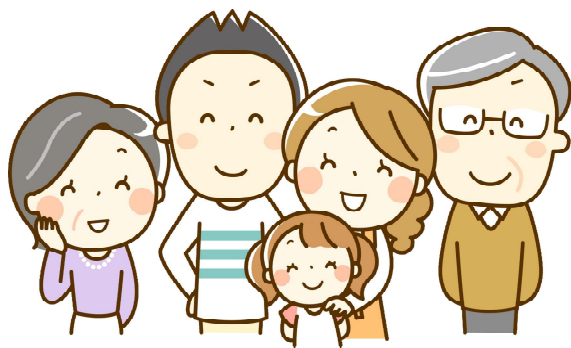


か さ ま し け い か く
笠間市こども計画

やさしい^{ばん}版



令和8年3月

1. はじめに ～こども計画ってなに？～

こども計画^{けいかく}ってなに？



1 こども家庭庁^{かていちょう}とこども基本法^{きほんほう}

こどもたちが幸せ^{しあわ}になれるよう、2023年^{ねん}に
こども家庭庁^{かていちょう}がつくられました。
おなとし^{おなとし} たいせつ^{たいせつ} きた^{きた}
同じ年に、こどもにとって大切なことを定めた
こども基本法^{きほんほう}がつけられました。

2 こども計画^{けいかく}

こども基本法^{きほんほう}には、こどもの意見^{いけん}をきいて、
それぞれの地域^{ちいき}でこども計画^{けいかく}をつくって
ほしいと定め^{さだ}られています。

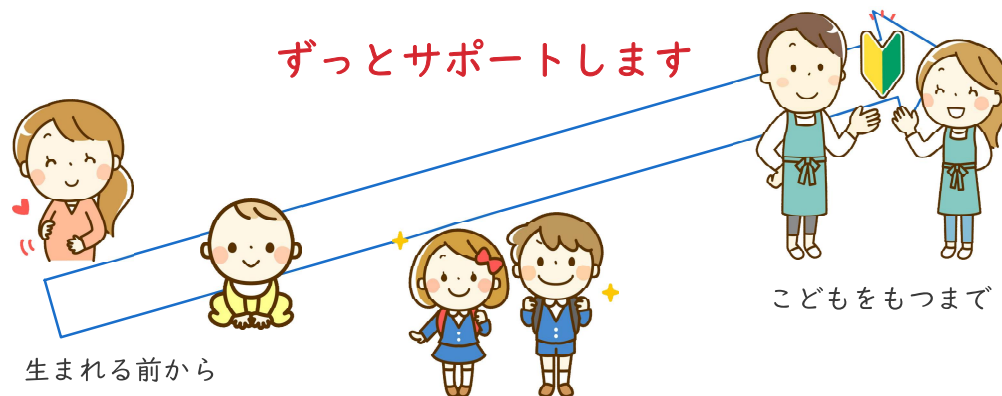
みなさんにとって、何が一番^{なに いちばん}よいことかをかんがえ、
「笠間市こども計画^{かさま し けいかく}」をつくりました。

★この計画はこどものみなさんの視点^{してん たいせつ}を大切に^{たいせつ}してつくりました。

1 だれのための計画？

こどもを「成長の途中にある者」として、
18歳以上の人も対象とします。

生まれる前から、こどもをもつまでずっと
切れ目のないサポートをします。



→ 笠間市にすんでいるこどもや子育てをしている人、こどものまわりにいるすべての大人の人たちのための計画です。

2. 計画の対象・期間 ～だれのための計画？～

2 計画の期間は？

国のこども大綱や茨城県のこども計画を参考に2029年度までの4年間とします。

※令和7年度につくった子ども・子育て支援事業計画とあわせて一つの計画としています。

令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)	令和12年度 (2030)
笠間市こども計画						第2期 こども計画
第2期	第3期笠間市子ども・子育て支援事業計画					

※こども大綱とは

国のこどもにかかわるとりくみに関する基本的な方針

3. 計画の策定体制 ～どうやって計画をつくったの？～

① アンケート調査^{ちょうさ}

- | | ちょうさ | かいとうすう |
|----------------------------------|------|--------|
| (1) 令和6年度アンケート調査 | | (回答数) |
| ・ 小学5年生と中学2年生 | | 507件 |
| ・ 保護者 ^{ほごしゃ} | | 398件 |
| (2) 令和7年度アンケート調査 | ちょうさ | かいとうすう |
| | | (回答数) |
| ・ 小学5年生～中学3年生 | | 1,668件 |
| ・ 40歳未満の若者 ^{さいみまん わかもの} | | 238件 |
| (3) シールアンケート | | かいとうすう |
| | | (回答数) |
| ・ 笠間の陶炎祭 ^{かさま ひまつり} | | 257件 |
| ・ ふるさとまつり | | 113件 |

② ヒアリングや意見交換会^{いけんこうかんかい}

- | | ほうかごじどう |
|---|---------|
| (1) 放課後児童クラブ | |
| ・ 友部小児童クラブ | 10人 |
| ・ 笠間小児童クラブ | 9人 |
| ・ 岩間第三小児童クラブ | 9人 |
| (2) 高校生座談会 ^{こうこうせいざだんかい} | |
| ・ 日本ウェルネス高等学校 | 10人 |
| ・ 茨城県立IT未来高等学校 | 10人 |
| ・ 茨城県立笠間高等学校 | 5人 |
| (3) さまざまな課題を抱えたこども ^{かだい} | 23人 |
| (4) 笠間市に勤務する若者 ^{かさまし きんむ わかもの} | 37人 |



3. 計画の策定体制 ～どうやって計画をつくったの？～

3 笠間市子ども・子育て会議

きょういくかんけいしゃ ほいくかんけいしゃ ほごしゃだいひょう
教育関係者、保育関係者、保護者代表など

20名の方が委員となり、計画について審議を

していただきました。

※審議とは

どうすればよいか、
話し合って決めること



4 パブリック・コメント

けいかく いけん
計画について、たくさんの人から意見を

きいて完成させました。

◆実施期間

令和8年2月12日～3月3日まで



➤ 計画をつくるために、たくさんのこどもや若者、大人の意見をきいて参考にしました。

4. こども、家庭を取り巻く課題 ^{かだい} ～みなさんの意見から見えてきたもの～

【課題1】 ^{かだい} こどもの権利を広く知ってもらい、^{けんり ひろ し} こどもの権利を守る必要があります。

※こどもの権利とは、^{けんり} すべてのこどもたちが^{しあわ すこ} 幸せに^{そだ} 健やかに育つためにもっている権利です。^{けんり}

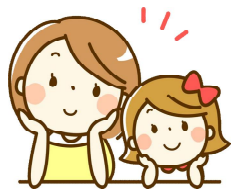
【課題2】 ^{かだい} すべてのこどもの生きる力を育てるため、^{い ちから そだ} 教育保育環境を整える必要があります。^{きょういくほいくかんきょう ととの ひつよう}

※生きる力とは、^{じぶん よ} 自分の良さや可能性を理解し、^{かのうせい りかい} 自分のかんがえをもち、^{じぶん} 意見をいえる力とかんがえます。^{いけん ちから}
(^{もんぶかがくしょう} 文部科学省では、^{へんか はげ} 変化の激しいこれからの時代を^{じだい い ぬ} 生き抜くための力としています。)^{ちから}

【課題3】 ^{かだい} すべてのこどもが^{あんしん} 安心して^{せいちょう} 成長できるように^{かんきょう ととの ひつよう} 環境を整える必要があります。

【課題4】 ^{かだい} ヤングケアラーや^{ひんこん} 貧困など^{こんなん じょうきょう} 困難な状況にあるこどもを^{しえん ひつよう} 支援する必要があります。

※ヤングケアラーとは、^{おとな} 大人がするような^{かぞく} 家族の^{せわ} 世話などをしているこども・^{わかもの} 若者のことです。



5. 計画の基本方針 ～笠間市こども計画のめざすもの～



きほんりねん
基本理念

かさまし
～笠間市がめざすまち～

※基本理念とは

こんな市にしたいというかんがえかた

それぞれの個性を大切に^{こせい たいせつ}して、好きなことやりたいことをもち、それに向かって
がんばって^{そだ}いけるこどもたちを育てていき^{おも}たいという思いでつくりました。
すべてのこどものみなさんがいきいきと成長^{せいちょう}できるまちをめざします。

ゆめ きぼう
こどもが夢と希望をもち

みらい き ひら
未来を切り拓くまち かさま



6. 計画の基本目標 ～計画を実現するための取組～

基本目標Ⅰ こどもが^{まな}学び^{せいちょう}成長^{じっかん}を実感できるとりくみを行います^{おこな}

(1) こどもの権利を守るとりくみとこどもによりそう支援^{しえん}をします

- ① こども基本法^{きほんほう}やこどもの権利条約^{けんり じょうやく}をたくさんの人^{ひと}に知ってもらいます。
- ② すべての人^{ひと}が幸せ^{しあわ}に生きていくための権利^{けんり}を守るとりくみ^{まも}を行います^{おこな}。
- ③ こどもによりそいながら、支援^{しえん}をします。

※こどもの権利条約とは
世界中^{せかいじゅう}のこどもの権利^{けんり}
について決めた約束^{き やくそく}

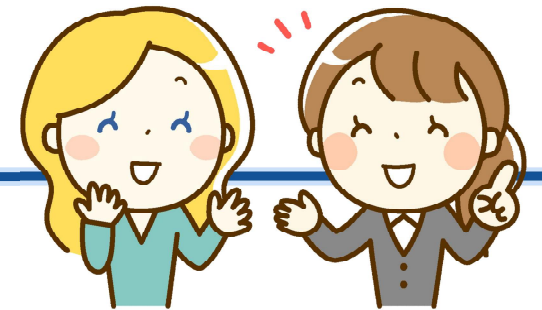
(2) こどもの学びと体験^{たいけん}の機会^{きかい}を充実^{じゅうじつ}させます

- ① いろいろな遊び^{あそ}や体験活動^{たいけん かつどう}を行います^{おこな}。
- ② 外国^{がいこく}にルーツをもつこどもへの支援^{しえん}と国際交流^{こくさいこうりゅう}を行います^{おこな}。

※外国にルーツをもつこどもとは
親^{おや}が外国出身^{がいこくしゅっしん}であるこども

(3) こどもが意見^{いけん}をいう機会^{きかい}をつくり、居場所^{いばしょ}づくりにとりくみます

- ① こどもが意見^{いけん}をいう機会^{きかい}・場^ばをつくります。
- ② こどもが安心^{あんしん}してすごせる居場所^{いばしょ}をつくります。



6. 計画の基本目標 ～計画を実現するための取組～

基本目標 2 し えん かか ひつよう かてい し えん 支援や関わりが必要なこども・家庭へ支援をします

(1) し えん ひつよう かてい し えん 支援が必要なこどもと家庭へ支援をします

- ① はったつ とくせい しょう し えん おこな 発達に特性のあるこどもや障がいのあるこどもの支援を行います。
- ② おやかてい じりつ し えん ひとり親家庭が自立できるように支援をします。

※自立とは
じぶん ちから せいかつ
自分の力で生活すること

(2) せいかつ し えん おこな こどもの生活の支援を行います

- ① きょういく し えん おこな 教育の支援を行います。
- ② せいかつ あんてい し えん おこな 生活が安定するように支援を行います。
- ③ ほごしゃ しごと あんてい し えん おこな 保護者の仕事が安定するように支援を行います。
- ④ けいざいてき し えん おこな 経済的な支援を行います。
- ⑤ かんけい き かん きょうりよく 関係する機関で協力しあいます。

※経済的な支援とは
けいざいてき し えん
てあて きゅうふきん かね かか し えん
手当や給付金などお金に関わる支援



6. 計画の基本目標 ～計画を実現するための取組～

基本目標 2 し えん かか ひつよう かてい し えん 支援や関わりが必要な子ども・家庭へ支援をします

(3) じどう ぎやくたい ぼうし 児童虐待を防止します

じどう ぎやくたい ぼうし し えん おこな
①児童虐待防止やヤングケアラーの支援を行います。

(4) ふとうこう し えん おこな 不登校の子どもなどの支援を行います

がっこう せいかつ なや かか し えん
①学校生活で悩みを抱える子どもを支援します。

じさつ よぼう たいさく し えん おこな
②子どもの自殺予防対策やひきこもりなどの支援を行います。

※ひきこもりとは
がっこう しごと い いえ じょうたい
学校や仕事に行かず、家にとじこもっている状態



6. 計画の基本目標 ～計画を実現するための取組～

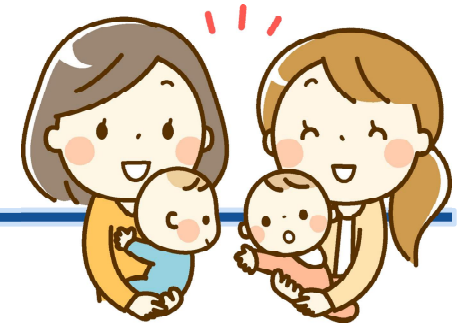
基本目標3 すべてのこどもが健康に成長できるように支援します

(1) 妊娠したときから切れ目のない支援をします

- ① 妊娠や出産について、正しい情報をお知らせし、相談支援を行います。
- ② 妊娠したときから切れ目のない支援をします。

(2) 赤ちゃんや幼児が健康に成長できるように支援をします

- ① おかあさんと赤ちゃんが健康でいられるように支援します。
- ② 家庭にあわせた子育て支援を行います。



(3) 小学校から大人になるまで、心や体が健康でいられるように支援をします

(4) すべての人がこどもの成長を見守る地域づくりにとりくみます

6. 計画の基本目標 ～計画を実現するための取組～

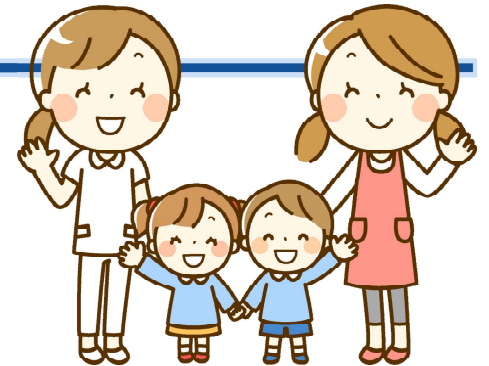
基本目標4 こどもを^{あんしん}安心して^う産み^{そだ}育てられるように^{こそだ}子育て^{かてい}家庭を^{しえん}支援します

(1) ^{こそだ}子育てしやすい^{かんきょう}環境を^{ととの}整えます

- ① ^{きょういく}教育・^{ほいく}保育のサービス^{じゅうじつ}を充実させます。
- ② ^{かてい}家庭で^{ほいく}保育をする方^{しえん}の支援をします。

(2) ^{こそだ}子育て^{ひよう}費用の^{ふたん}負担を少なくします

- ① ^{いりようひ}医療費などの^{じよせい}助成^{おこな}を行います。
- ② ^{こそだ}子育て^{かてい}家庭^{たい}に対して、^{じよせい}さまざまな^{おこな}助成を行います。



※助成とは

^{かてい}家庭^{たい}などに対して^{てあて}手当や^{きゅうふきん}給付金などをあげ、
^{たす}助けること

6. 計画の基本目標 ～計画を実現するための取組～

基本目標5 ち い き こ そだ おう えん 地域で子育てを応援します

(1) ち い き み まも こ え 地域での見守りと声かけのネットワークをつくります

① ち い き ち から ち い き あん ぜん まも 地域の力で、地域の安全を守ります。

(2) あん しん く かん きょう 安心して暮らせる環境をつくります

(3) すい しん ワーク・ライフ・バランスを推進します

① はたら かん きょう 働きやすい環境をつくります。

② しごと かていせい かつ じゅうじつ しえん 仕事と家庭生活が充実できるように支援します。



※ワーク・ライフ・バランスとは

しごと せいかつ りょうほう じゅうじつ
仕事と生活の両方を充実させ、バランスをとること

7. 計画の成果目標 ～計画の達成度を確認するもの～

かさまし けいかく せい か もくひょう 笠間市こども計画の成果目標

※指標とは
めやす
ものさし、目安のこと



せいか しひょう 成果指標	げん じょう ち 現状値	もくひょう ち 目標値	びこう 備考
じぶん しょうらい たの 自分の将来が楽しみだと思うこども	71.7%	↑ ふやします	令和7年度の調査
そう だん だれにも相談できないこども	小学生：10.2% 中学生：8.2%	↓ へらします	令和6年度の調査
かさまし こそだ おも ほ ご しゃ 笠間市は子育てしやすいまちだと思う保護者	45.1%	↑ ふやします	令和6年度の調査

せいか しひょう まいとし じょうきょう かくにん しひょう き てん けん おこな
※成果指標のほか、毎年^{まいとし}の状況^{じょうきょう}を確認^{かくにん}するためのモニタリング指標^{しひょう}も決めて、点検^{てん けん}を行いながら
とりくんでいきます。

※モニタリング指標とは
とし じょうきょう かくにん めやす
とりくみやその年の状況^{じょうきょう}を確認^{かくにん}する目安^{めやす}

みんなの^{こえ}声をきいていきます

これからも、みなさんの^{いけん}意見をきいて、^{かさまし}笠間市がどんどん^よ良いまちになるように
していきます。みなさんの^{いけん}意見をきかせてくださいね。



笠間市役所こども部こども政策課

〒309-1734

笠間市南友部1966-1（地域医療センターかさま）

☎ 0296-78-3155

◆^{そうだん}相談できるところ◆ ^{なや}悩み、^{そうだん}つらいことは相談できます。^{きがる}気軽に^{そうだん}相談してください。

^{かていじどうそうだんしつ}家庭児童相談室（^{せいさくかない}こども政策課内） ☎ 0296-70-5411